



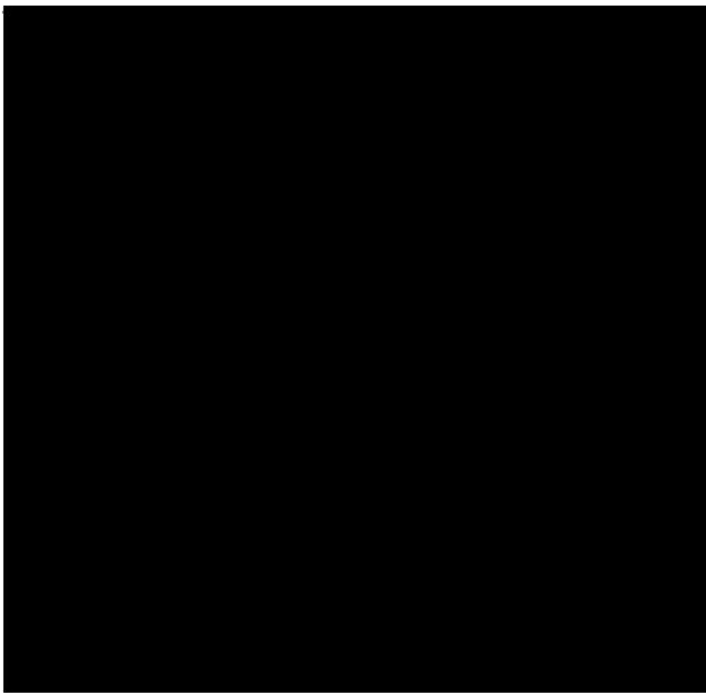
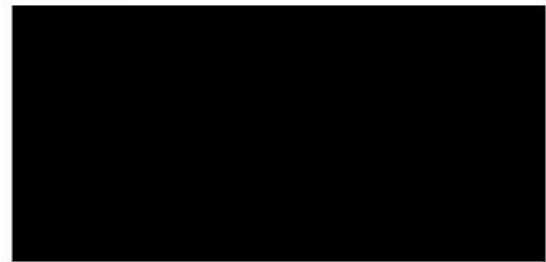
申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	1	回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について
申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について
公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし
規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）
情報公開について確認しました
(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について
兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

認定特定非営利活動法人日本都市計画家協会

団体代表者 役職・氏名

会長 山本 俊哉

分類

既存採択団体

法人番号

5010405002890

団体コード

申請団体の住所

東京都千代田区神田小川町3丁目28番地 5 axle 御茶ノ水306号室

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
公益財団法人公害地域再生センター	村松昭夫	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は 切申し立てません。

- コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間 にコンソーシ
- 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。
- コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

コンソーシアムに関する監約欄の内容について誓約します

休眠預金活用事業
 事業計画書
 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

基本情報		必須		申請時入力不要	
任意					
申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	外国人と共に暮らし支え合う地域社会の形成事業			
	事業名（副）	交流型の住まいや相談拠点の整備を通じて、地域コミュニティとともに分断のない豊かな地域社会を育む			
	団体名	認定特定非営利法人日本都市計画家協会（Jsurp）	コンソーシアムの有無	あり	
事業の種類1		①草の根活動支援事業			
事業の種類2		①-1全国ブロック			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	○ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
	○ (2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	○ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	○ (3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	○ ⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_8.働きがいも経済成長も	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	在留外国人の中には、仕事や学業は充実していても、それ以外の暮らしの時間は、差別、孤立、貧困等に苦しんでいる方が多数います。
_10.人や国の不平等をなくそう	10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。	在留外国人は、地域経済や地域社会の担い手として期待されているにもかかわらず、賃貸住宅への入居拒否等の差別を受けている方が多数います。また、在留外国人が集住する地域は、一部欧米諸国で生じているように、近隣社会から孤立する等分断化、棲み分け化が危惧されています。

I .団体の社会的役割

(1)団体の目的	191/200字
「まちづくりの力で社会課題を解決する」との理念のもと、都市計画・まちづくり手法の市民社会・企業社会への浸透、都市計画・まちづくりの専門家の市民や事業者、異分野の社会活動団体との連携を進めて、都市の脆弱性の解消や多様性の推進をはじめとする社会課題の解決を目的としています。特に都市計画そのものが行政、自治体の業務であるとの理解を超え、民間まちづくりという視点で活動を展開しています。	
(2)団体の概要・活動・業務	200/200字
1993年設立、2001年NPO法人化、2014年認定NPO法人取得。会員約400名。実務で培った経験とスキル（まちづくりや地域再生等の専門知識、コーディネート・プランニング・事業推進力）を活かし、ハード・ソフト両輪から関係者と共に取組む伴走型支援を基本に活動。全国各地への出前講座や復興支援（中越・熊本・東日本大震災、能登半島地震等）を通じてまちづくり団体の活動やネットワーク化を支援しています。	

II.事業概要					国外活動の有無		-		資金提供契約締結日		採択後の契約時に用いる欄です	
実施時期	(開始)	2025/10/15	(終了)	2028/3/31	対象地域	全国		本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無			なし	
直接的対象グループ	在留外国人のうち、永住者を除く中長期在留者							(人数)		約241万人（R6（2024）年末）		
最終受益者	① 差別や貧困により住まいが確保できず、地域コミュニティとの分断が危惧される在留外国人 ② 課題を抱え、孤立し、社会サービスを受けられず、地域コミュニティとの分断が危惧される在留外国人 等深刻な困難を抱えた在留外国人							(人数)		約10万人		
事業概要												

633/600字

団体の要請により、「当団体オリジナルのアイデアが含まれる」ため非公開とした。（JANPIA）

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	631/1000字
①課題を抱える在留外国人が多く、在留外国人は増加傾向	
②相互扶助の少ない在留外国人の割合が増加	
③住居確保の課題は深刻	
④公的支援、民間支援とも脆弱	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	198/200字
①住居確保の問題等深刻な問題でも支援は限定的	
②生活支援全般は行われているが窓口対応は平日日中のみ等限定的	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	199/200字
2020、2022、2023年度の3度休眠預金事業緊急支援枠で、「外国人と共に暮らし支え合う地域社会の形成事業」で資金分配団体として実行団体を支援。延べ30団体支援（実数18団体）、現在11団体支援中。支援内容は、①食料支援、②生活相談、③交流、④日本語学習、⑤住居確保、⑥拠点整備、⑦就労支援、⑧医療支援、⑨メンタルケア、⑩DV被害者支援、⑪シェルター確保、⑫難民生活支援、⑬コロナ禍対応支援等。	

(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	201/200字

団体の要請により、「当団体オリジナルのアイデアが含まれる」ため非公開とした。(JANPIA)

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
選定地域が、外国人と共に暮らし支え合う地域社会が形成されつつあると認知されている状態

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
選定地域で、交流型住まい、ワンストップ型多文化相談拠点の入居者や利用者が充足し、物件のサブリース収入や行政等からの委託費、自主運営事業の収入等により、実行団体の採算が確保された状態							

(2)-2 短期アウトカム（非資金の支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
選定地域で、在留外国人間、在留外国人と地域コミュニティとの間にコミュニティが形成され、外国人が暮らしやすく、地域の担い手として活躍する地域づくりが進みつつあるとの認知が広まった状態							

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
	2026年4月～2028年2月	24/200字
	2026年4月～2028年2月	28/200字
	2026年4月～2028年2月	21/200字
	2026年4月～2028年2月	28/200字
	2026年11月～2028年2月	26/200字
	2026年4月～2028年2月	26/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金の支援	時期	
	2026年4月～2026年7月	28/200字
	2026年4月～2028年2月	28/200字
	2026年5月～2028年2月	27/200字
	2026年5月～2028年2月	27/200字
	2026年6月～2028年2月	20/200字
	2026年8月～2028年2月	23/200字
	2026年11月～2028年2月	29/200字
	2026年11月～2028年2月	28/200字
	2026年11月～2028年2月	28/200字
	2026年11月～2028年2月	26/200字
	2026年9月～2028年2月	30/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略		178/200字
連携・対話戦略		56/200字

団体の要請により、「当団体オリジナルのアイデアが含まれる」ため非公開とした。(JANPIA)

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体		308/400字
実行団体		359/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	731/800字
①2020年度休眠預金事業緊急支援枠（資金分配団体） 7団体（17団体応募）総支援額4250万円。2022年1月交流報告会開催。報告冊子作成（別添）、公開。 ②2022年度休眠預金事業緊急支援枠（資金分配団体） 12団体（26団体応募）総支援額1億円。2023年12月交流報告会開催。報告冊子作成（別添）、公開。 ③2023年度休眠預金事業緊急支援枠（資金分配団体） 11団体（27団体応募）総支援額1億2000万円。9月に中間交流報告会（非公開）、2月に最終交流報告会（公開）開催。報告冊子作成（別添）、公開。 ④合計支援実績 3度の支援により、延べ30団体（実数18団体）2億6250万円支援（延べ70団体応募（実数54団体）） ⑤主な成果 (A) 日本語教室の拡充 ○児童・生徒の放課後の日本語学習の運営資金、寄付サイト構築による資金調達 ○高校、大学進学のためのフリースクールの教材制作、独自教室・拠点の確保 (B) 住居確保 ○住宅確保困難技能実習生のためのシェアハウスによる住宅確保 ○住宅確保困難留學生のためのシェアハウスによる住宅確保 ○生活困窮者のためのシェアハウスによる住宅確保 (C) 就労支援 ○研修、インターンシップによる就労支援、企業とのマッチング (D) 拠点整備 ○孤立しがちな子どもたちのための交流拠点の確保 ○多様な支援を行うための独立拠点の確保 (E) 食料支援 ○留学生や離職者のための食料支援 (F) シェルター確保 ○ハラスメント被害者のためのシェルター確保 (G) 難民支援 ○メンタルケアの実施 ○仮住まいの確保 ○食料支援 (H) コロナ禍対応支援 ○オンライン機器の確保 ○定額給付金等行政手続きの支援	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	807/800字
(A) シェアハウスの整備、運営 ○住みまーOKINAWA（沖縄県） 入居差別により住まいが確保できない技能実習生向けに外国人向けシェアハウスを整備運営（直営）。入居者に安価な住居を提供すると同時に、サブリース手法により、団体の運営費を確保。行政や不動産事業者、日本語学校等が参加する協議会を立ち上げ、継続的に意見交換、情報共有。 趣旨に賛同したシェアハウスオーナーからの運営委託、賃貸物件の紹介等多様な手法で外国人の住居を確保。 ○認定NPO法人まなびと（神戸市） 物価高騰により生活費の大半を住居費に費やす必要があり、アルバイトに追われ、主体的なキャリア形成が行えていない留学生向けに、学習会や交流会等生活支援が充実したシェアハウスを整備運営。入居者は、近隣の日本語学校や大学と連携し受入、入居後も連携して生活支援。 サブリース手法により、団体の運営費を確保。 進学時、就労時等のキャリア形成を協力企業を発掘し、インターンシップ事業等で支援。 (B) 相談拠点の運営 ○NPO法人外国人ヘルプライン東海（名古屋市） 生活に困窮する外国人を対象に、定例相談会や現地・現場への同行支援を実施。相談員を育成し、年々対応件数は増加。主たる財源は、年々増加する行政等からの委託費。 名古屋市での拠点では、相談対応（対面、電話、SNS）、人材育成とも順調だが、委託業務外の相談者への支援と、三重県、岐阜県等遠方での対応が課題。 ○NPO法人多文化フリースクールちば（千葉県） 千葉県四街道市等に集住するアフガニスタン出身者等の 外国ルーツの子どものための高校進学を千葉市の拠点を中心に学習支援。 賃貸していた公共施設が建替えとなり、2024年新たな拠点を賃貸し整備。生徒数、教室数が多く、初期費用に助成金を活用することで継続運営は自走化。 課題は、遠方で教室まで通うことが困難な生徒に対しての学習支援。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	4団体程度	
(2)実行団体のイメージ	以下のいずれかに該当し、当該地域で活動実績、地域コミュニティおよび行政等との連携実績のある団体。 ① 交流型の住まいの整備を通じて外国人の住まいと孤立の課題解消に取り組む団体 ※ 採算性の確保できるシェアハウス等の物件の目処が立っていて、2年間で延べ20人以上もしくは2物件以上の住まいを提供すること ② ワンストップ型多文化相談拠点の整備を通じて外国人の課題、孤立解消に取り組む団体 ※ 物件（既存の拠点の機能強化も可）と採算性の目処が立っていること。	227/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1200～2000万円程度 （2年間、ただし、2年目は1年目の80％以下） ※施設整備費等申請内容に応じて査定 ※施設整備費に十分に充当できるように、公募から選定、契約までの期間を十分に確保し、精度の高い計画とした上で、3年間ではなく2年間と設定	126/200字
(4)案件発掘の工夫	・ 2020年度、2022年度、2023年度の緊急枠支援団体へのヒアリング ・ 審査委員でもある有識者および過去の事業で形成したネットワーク ・ 全国の行政、国際交流センター、居住支援協議会や不動産業界へもれなく照会	105/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	①コンソーシアム 公益財団法人公害地域再生センター（あおぞら財団） ②PO 江田（副会長）・中川（理事）・山本（理事）、あおぞら財団 藤江（事務局長）他、新規採用1名 ③会計事務 ■■■■（理事、事務局長）・■■■■（事務局）、あおぞら財団 ■■■■（研究員）他 ④審査委員・評価委員 ■■■■、■■■■				
---	---	--	--	--	--

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間		2025/10/15 ~ 2028/03/31	
資金分配団体	事業名	外国人と共に暮らし支え合う地域社会形成事業	
	団体名	認定特定非営利法人日本都市計画家協会	

		助成金
事業費		76,000,000
	実行団体への助成	64,600,000
	管理的経費	11,400,000
プログラムオフィサー関連経費		19,998,320
評価関連経費		4,000,000
	資金分配団体用	2,000,000
	実行団体用	2,000,000
合計		99,998,320

1. 事業費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	1,103,880	45,342,960	29,553,160	0	76,000,000
実行団体への助成	0	40,000,000	24,600,000	0	64,600,000
－					
管理的経費	1,103,880	5,342,960	4,953,160	0	11,400,000

2. プログラム・オフィサー関連経費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	4,500,000	7,676,920	7,821,400	0	19,998,320
プログラム・オフィサー人件費等	2,910,000	4,936,920	4,646,760	0	12,493,680
その他経費	1,590,000	2,740,000	3,174,640	0	7,504,640

3. 評価関連経費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	600,000	1,700,000	1,700,000	0	4,000,000
資金分配団体用	600,000	700,000	700,000	0	2,000,000
実行団体用	0	1,000,000	1,000,000	0	2,000,000

4. 合計

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	6,203,880	54,719,880	39,074,560	0	99,998,320

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	公益財団法人公害地域再生センター		
郵便番号	555-0013		
都道府県	大阪府		
市区町村	大阪市西淀川区千舟		
番地等	1-1-1 あおぞらビル4階		
電話番号	06-6475-8885		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	http://aozora.or.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/aozorazaidan	
設立年月日	1996/09/11		
法人格取得年月日	1996年9月11日：財団法人 / 2011年6月20日：公益財団法人		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ムラマツアキオ
	氏名	村松昭夫
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	23
理事・取締役数 [人]	10
評議員 [人]	10
監事/監査役・会計参与数 [人]	3
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	13
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	10
有給 [人]	10
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員数 [団体数]	
団体会員数 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	【平成17（2005）年度 NEDO技術総合開発機構補助事業】 ・「中小運送事業者へのデジタルタコグラフの組織的導入によるエコドライブ推進事業」8300万円資金管理 ・中小運送事業所に各200万円配分

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	【独立行政法人環境再生保全機構】地球環境基金「誰ひとり取り残さない！気候変動を構造的にとらえ未来につなげる教育プログラムづくり」 【公益財団法人JR西日本あんしん社会財団活動助成金】 ・水害多発地域における子育て層による自律的な防災活動等

(12) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		認定特定非営利法人日本都市計画家協会	
郵便番号		101-0052	
都道府県		東京都	
市区町村		千代田区	
番地等		神田小川町3丁目28番地 5 axle御茶ノ水306号室	
電話番号		03-6811-7205	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://jsurp.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://note.com/jsurp/	
		https://www.facebook.com/jsurp	
		https://www.instagram.com/npo_jsurp/	
		https://x.com/npo_jsurp	
設立年月日		2001 年8月21日	
法人格取得年月日		2001 年8月24日 (2014年10月3日より認定NPO法人)	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ヤマモト トシヤ
	氏名	山本 俊哉
	役職	会長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	42
理事・取締役数 [人]	40
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	18
常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	3
無給 [人]	1
非常勤職員・従業員数 [人]	14
有給 [人]	組織運営に中心的に関わるメンバー数。プロジェクトによって有償。
無給 [人]	14
事務局体制の備考	常務理事：千葉葉子、理事：渡會清治（非常勤）、事務局長： 、事務局員：（非常勤）、（非常勤）

(5)会員

団体会員数 [団体数]	22
団体会員 [団体数]	下記は団体賛助会員数
団体その他会員 [団体数]	22
個人会員・ボランティア数	453
ボランティア人数(前年度実績) [人]	60
個人正会員 [人]	170
個人その他会員 [人]	223

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	通帳管理者と決済者が同一		
決済責任者 氏名／勤務形態			
通帳管理者 氏名／勤務形態			
経理担当者 氏名／勤務形態			

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	0

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	官民連携まちづくり事業（国交省）：地域住民等が主体となったまちづくりの推進に向けて、「地域主体のまちづくり」の重要性やノウハウに関する出前講座やワークショップ等を各地で開催、まちづくりの機運を高めるとともに担い手の育成を図る。他、震災復興関連等。

(12)休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2020年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	認定特定非営利法人日本都市計画家協会	外国人と共に暮らし支え合う地域社会の形成
2	2022年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	認定特定非営利法人日本都市計画家協会	外国人と共に暮らし支え合う地域社会形成2
3	2023年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	認定特定非営利法人日本都市計画家協会	外国人と共に暮らし支え合う地域社会形成3
4	2023年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択	一般財団法人南西地域産業活性化センター	沖縄版 誰もが支え合い働く社会の実現事業
5	2023年度	コロナ等対応支援枠	実行団体に採択	特定非営利活動法人エティック	黒島地区の住宅の安全確保と2次避難者の帰還支援
6	2023年度	通常枠	実行団体に採択	特定非営利活動法人エティック	地域の共助力・起動力を高める地域中間支援組織による防災・災害支援事業
7	2024年度	緊急枠	資金分配団体に採択	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会	沖縄版 誰もが支え合い・働く社会の実現事業2 第2ステージに向けて～住まいとその先の生活再建に向けた 多分野協働による 実証プロジェクト～
7					

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	外国人と共に暮らし支え合う地域社会の形成事業
団体名:	公益財団法人公害地域再生センター
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

- 〈注意事項〉
- ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
 - ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 - ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 - ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

確認が必要です。E列に未記入があります。	記入完了	記入完了
----------------------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款		定款	第16条
(2)招集権者			定款	第17条
(3)招集理由			定款	第17条
(4)招集手続			評議員会運営規則	第4条
(5)決議事項			評議員会運営規則	第9条
(6)決議(過半数か3分の2か)			評議員会運営規則	第10条
(7)議事録の作成			評議員会運営規則	第13条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			評議員会運営規則	第10条
●理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款		定款	第21条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること			定款	第11条
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則		理事会運営規則	第2条
(2)招集権者			理事会運営規則	第3条
(3)招集理由			理事会運営規則	第3条
(4)招集手続			理事会運営規則	第4条
(5)決議事項			理事会運営規則	第7条
(6)決議 (過半数か3分の2か)			理事会運営規則	第7条
(7)議事録の作成			理事会運営規則	第12条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること			定款	第31条
●理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程		理事会運営規則	第14条
●監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程		定款	第23条
●役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程		役員報酬規程	第3条
(2)報酬の支払い方法			役員報酬規程	第4条

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程		倫理規定	第2条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)			倫理規定	第3条
(3)私的利益追求の禁止			倫理規定	第4条
(4)利益相反等の防止及び開示			倫理規定	第5条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること			倫理規定	第6条
(6)ハラスメントの防止			就業規則	第17～20条
(7)情報開示及び説明責任			倫理規定	第7条
(8)個人情報の保護			倫理規定	第8条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則		利益相反防止規定	第3条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること			利益相反防止規定	第4条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること			利益相反防止規定	第5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程		コンプライアンス規定	第4条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること			コンプライアンス規定	第4条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること			コンプライアンス規定	第6条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程		公益通報者保護に関する規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること			公益通報者保護に関する規程	第11条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程		事務局規程	第2条
(2)職制			事務局規程	第3条
(3)職責			事務局規程	第4条
(4)事務処理(決裁)			事務局規程	第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程		給与規定	第2条
(2)給与の計算方法・支払方法			給与規定	第3条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程		文書管理規程	第7条
(2)文書の整理、保管			文書管理規程	第10条
(3)保存期間			文書管理規程	第11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程		情報公開に関する規定	第8条
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程		リスク管理規程	第6条
(2)緊急事態の範囲			リスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針			リスク管理規程	第5条
(4)緊急事態対応の手順			リスク管理規程	第11条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程		経理規程	第5条
(2)会計処理の原則			経理規程	第10条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別			経理規程	第6条、第20条
(4)勘定科目及び帳簿			経理規程	第9条
(5)金銭の出納保管			経理規程	第21条
(6)収支予算			経理規程	第17条
(7)決算			経理規程	第39条

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	
団体名:	認定特定非営利活動法人日本都市計画家協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	確認が必要です。C3～5セルのいずれかに未記入があります。
----------	-------------------------------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

- 〈注意事項〉
- ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
 - ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 - ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 - ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第25条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第26条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第25条2	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第26条2	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第24条	
(6)決議(過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第29条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第31条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			公募申請時に提出	定款	第29条3
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第14条5	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会規則	第2条2	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	理事会規則	第3条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第35条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第34条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第35条3	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第33条	
(6)決議 (過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第38条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第40条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること			公募申請時に提出	定款	第38条3
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第15条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第15条5	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	給与規定	第3条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第2条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント防止規程	第1条～第16条
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反防止規定	第5条3
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止規定／ 会員企業との契約に関する規定	第4条／ 第2条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止規定	第5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第7条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6条3
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第11条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規定	第2条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規定	第3条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開に関する規定	第6条
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第11条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第8条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第16条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第17.18条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第20.21条